

インターネット接続サービス利用規約

第1条（本規約の適用）

1. ミテネインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）は、インターネット接続サービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、本規約に基づきインターネット接続サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 当社と本サービスの利用契約を締結した契約者は、本サービスを受けるにあたり本規約を遵守するものとします。
3. 当社は、本規約のほか、必要に応じて、本サービスに関する特約、個別の合意その他当社が契約者に対して明示する利用条件・運用ルール・手続条件等（当社ウェブサイトへの掲載その他当社所定の方法によるものを含みます。以下、総称して「特約等」といいます。）を定める場合があります。この場合、契約者は、本規約とともに特約等を遵守するものとします。
4. 本規約は、本サービスの提供形態又は契約形態に応じて、当社が別途定める利用条件、料金表、申込書、注文書、仕様書その他の資料（以下、総称して「個別条件」といいます。）と併せて適用されるものとします。
5. 本サービスの利用条件に関し、本規約、特約等、個別条件およびオプションサービスについて当社が別途定める利用規約（以下「オプション規約」といいます。）の定めが相互に異なるときは、次の各号の順に優先して適用されるものとします。
 - (1) 特約等
 - (2) 個別条件
 - (3) オプション規約
 - (4) 当社が本サービスと同時に適用されることを明示して別に定める利用規約
 - (5) 本規約
 - (6) 次条第17号に定める「ミテネインターネットサービス契約約款」
6. 本サービスが、当社の提供する他のサービス又は第三者のサービスと併せて提供される場合であっても、本サービスの利用条件については、当該他のサービス又は第三者のサービスに関する条件の有無にかかわらず、本規約が適用されるものとします。ただし、本サービスの利用条件につき、特約等、個別条件、オプション規約又は当社が本サービスと同時に適用されることを明示して別に定める利用規約若しくは約款に別段の定めがある場合には、前項に定める優先順位に従うものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

1. 本サービス

本規約に基づき当社が契約者に提供するインターネット接続サービスをいい、基本サービスおよびオプションサービスを含むものとします。

2. 基本サービス

本サービスのうち、契約者設備をインターネットに接続するための基本的な通信環境として当社が提供する役務をいいます。

3. オプションサービス

基本サービスに付随して提供される、当社が別途定める追加的な機能又は役務をいいます。

4. 契約者

本規約に基づき当社と本サービスの利用契約を締結した個人又は法人をいいます。

5. 利用契約

本規約および個別条件に基づき、当社と契約者との間で成立する本サービスの利用に関する契約をいいます。

6. 契約者設備

契約者が本サービスの利用のために使用する機器、配線、ソフトウェアその他一切の設備をいいます。

7. 当社設備

本サービスを提供するために当社が設置、管理又は運用する通信設備、ネットワーク設備その他の設備をいいます。

8. 回線種別

光回線、専用線、仮想回線（VLAN）、無線回線その他当社が定める通信方式をいいます。

9. 提供形態

本サービスの提供に関する回線構成、接続方式、提供経路、提供単位その他当社が定める提供方法をいいます。

10. 第三者回線事業者

本サービスの提供にあたり、当社が利用する電気通信事業者その他の第三者をいいます。

11. 第三者サービス

第三者回線事業者その他の第三者が提供する通信サービス、ネットワーク又は関連する役務をいいます。

12. 認証情報

ID、パスワードその他当社が契約者を識別するために付与する情報をいいます。

13. IP アドレス

インターネット上で通信機器を識別するために当社が契約者に割り当てる番号をいいます。

14. 通信ログ

本サービスの提供、維持管理、障害対応、不正利用防止その他当社が必要と判断する目的のために取得される通信に関する記録をいいます。

15. 通信速度等

通信速度、通信品質、通信の安定性、到達性その他通信性能に関する一切の事項をいいます。

16. ベストエフォート型サービス

通信速度等について、特定の水準を保証しない形態のサービスをいいます。

17. ミテネインターネットサービス契約約款

当社が別途定める、当社が提供する各種のインターネットサービス全般に対して適用される約款をいいます。

第3条（利用規約の変更）

1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。この場合、本サービスの内容、料金、その他本サービスの提供条件は、変更後の本規約によるものとします。
2. 当社は、本規約の変更を行う場合、第4条（通知）に従い、契約者に通知するものとします。

第4条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社が適当と判断する方法により行う場合、当該通知は、通常到達すべき方法により発信された時点から効力を生じるものとします。

第5条（利用資格および契約権限）

1. 契約者は、本サービスの利用に必要な法的能力および権限を有していることを表明し、保証するものとします。
2. 契約者が法人その他の団体である場合、本サービスに関する契約行為は、当該法人等を代表し、又は当該法人等を拘束する権限を有する者によって行われるものとします。
3. 契約者が個人である場合、法令に基づく本人確認その他当社所定の手続きを行うものとします。

第6条（利用責任者）

1. 本サービスの利用にあたり、契約者は、当社との連絡、協議および本サービスの利用管理を行う者（以下「利用責任者」といいます。）を定め、当社所定の方法により当社に届け出るものとします。ただし、契約者が個人である場合には、当該契約者本人を利用責任者とみなすものとします。
2. 利用責任者に変更が生じた場合、契約者は、直ちに当社所定の方法により当社に通知するものとします。
3. 当社への変更通知が行われなかったことにより契約者に生じた損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は一切の責任を負いません。
4. 利用責任者は、当社との連絡および協議の任にあたるとともに、本規約に基づき、本サービスの利用が適正に行われるよう管理するものとします。

第7条（契約者情報の変更）

1. 契約者は、当社に届け出た契約者情報（氏名、名称、住所、連絡先、支払方法その他当社が別途指定する事項）に変更が生じた場合には、遅滞なく当社所定の方法により当社に通知するものとします。
2. 当社は、前項の通知がなされなかったことにより契約者に生じた不利益又は損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第8条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、当社が契約者に対し、契約者設備をインターネットに接続するための通信環境を提供するサービスです。
2. 当社は、基本サービスに付随して、当社が別途定めるオプションサービスを提供する場合があります。
3. 本サービスは、通信速度等について、特定の水準を保証するものではなく、ベストエフォート型サービスとして提供されます。
4. 本サービスの具体的な提供内容、技術的条件、利用方法、制限事項その他の条件については、本規約に定めるほか、個別条件に定めるところによります。
5. 当社は、技術上又は運用上必要がある場合には、本サービスの内容を変更することがあります。
6. オプションサービスは、基本サービスに付随して提供される追加的な機能又は役務であり、当社が別途定める内容（当社ホームページ等に記載）に基づき提供されるものとします。
7. オプションサービスの解約、解除又はこれに伴う違約金その他の条件については、第22条（料金・精算・違約金）に定めるところによります。
8. 契約者は、オプションサービスの提供に関し当社が別途定めるオプション規約がある場合には、本規約とともに当該オプション規約を遵守するものとします。

第9条（回線種別および提供形態）

1. 本サービスにおいて提供される回線種別および提供形態は、当社が定める内容とし、個別条件に定めるところによります。
2. 当社は、回線種別、提供経路、接続方式、帯域その他の提供条件について、技術上又は運用上の必要性により変更することがあります。
3. 前項の変更により、契約者設備の構成変更、設定変更、追加工事その他の対応が必要となる場合であっても、当社は、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、これらに要する費用を負担しません。

第10条（第三者回線事業者等）

1. 本サービスは、当社設備のほか、第三者回線事業者又は第三者サービスが提供する通信回線、設備、ネットワーク等を利用して提供される場合があります。

2. 第三者回線事業者又は第三者サービスに起因して生じた通信障害、通信遅延、通信不能、品質低下その他の不具合について、当社は、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。
3. 第三者回線事業者又は第三者サービスの仕様変更、提供条件の変更、提供停止又は終了等により、本サービスの全部又は一部が利用できなくなった場合であっても、当社は、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。

第 11 条（利用申込み）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「利用申込者」といいます。）は、当社所定の申込方法により、必要事項を正確に記載したうえで、当社に対し利用申込みを行うものとします。
2. 当社は、前項の申込みについて、当社所定の審査を行い、申込みを承諾するか否かを判断するものとします。
3. 当社は、申込みを承諾しない場合であっても、その理由を開示する義務を負わないものとします。

第 12 条（契約の単位）

1. 本サービスの利用契約は、当社が別途定める回線、接続単位、提供拠点その他の単位ごとに締結されるものとします。
2. 契約の単位および契約内容の詳細については、本規約に定めるほか、個別条件に定めるところによります。
3. 契約者は、当社の事前の承諾なく、契約の全部又は一部を第三者に利用させてはならないものとします。なお、本項に違反した場合には、第 18 条（提供停止）又は第 20 条（解約および解除）に定める措置の対象となることがあります。

第 13 条（契約の成立）

1. 第 11 条（利用申込み）に従ってなされた申込みを当社が承諾した日（以下、「契約成立日」といいます。）をもって、本サービスの利用契約が成立するものとします。なお、契約成立日をもって、本サービスの利用料金の起算を開始するものとします。ただし、課金開始日その他料金の取扱いについて、特約等又は個別条件若しくは当社が本サービスと同時に適用されることを明示して別に定める利用規約又は約款に別段の定めがある場合には、当該定めが優先して適用されるものとします。
2. 当社は、契約成立日以降、本サービスの提供開始に必要な準備を行い、提供開始日その他必要な事項について、当社所定の方法により契約者に通知するものとします。
3. 当社は、利用申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断したときには、本サービス利用申込みを承諾しないことがあります。なお、本項は利用申込みの段階における判断基準を定めるもの

であり、利用契約成立後の本サービスの利用に関する提供停止又は解除については、第 18 条（提供停止）及び第 20 条（解約および解除）の定めが適用されるものとします。

- (1) 当社への提出書類に虚偽の記載をしたとき、又は申込みの際に虚偽の事項を通知したことが判明したとき
 - (2) 本サービスの料金又は手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
 - (3) 利用申込者が公租公課の滞納処分を受け、又は支払の停止若しくは仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、又は特別清算開始の申立があるなど、債務の履行が困難と想定されるとき
 - (4) 利用申込者が第 18 条（提供停止）第 1 項各号のいずれかに該当する、又は該当するおそれがあるとき
 - (5) 利用申込者が過去において第 18 条（提供停止）第 1 項各号のいずれかに該当したとき
 - (6) 利用申込者が過去に利用契約を当社から解約されたとき
 - (7) 本サービスの提供に関し、技術上又は当社の業務遂行上支障があるとき
 - (8) その他前各号に準じる場合で、当社が適切でないと判断したとき
4. 申込みを承諾しない場合、当社は利用申込者に対してその旨を通知します。

第 14 条（契約期間）

1. 本サービスの契約期間は、契約成立日から起算し、原則として 1 箇月を単位とします。ただし、契約形態、回線種別その他の条件に応じて、特約等又は個別条件において本条と異なる定めがある場合には、当該定めが適用されるものとします。
2. 本サービスには、最低利用期間が設定されます。当該最低利用期間は、サービスの提供を開始した日の翌月 1 日から起算して 3 箇月間とします。ただし、契約形態、サービス内容又は当社が実施するキャンペーンその他の条件により、特約等又は個別条件において別段の定めをする場合があります。
3. 契約者が本サービスの利用契約を解約しようとする場合には、最低利用期間経過後において、解約を希望する日の 3 箇月前までに、当社所定の方法により、その旨を当社に通知するものとします。当該通知がなされない場合には、利用契約は、個別条件に別段の定めがない限り、同一条件にて自動的に更新されるものとします。
4. 最低利用期間内に利用契約が解約又は解除された場合の違約金その他の取扱いについては、第 22 条（料金・精算・違約金）に定めるところによります。

第 15 条（契約内容の変更）

1. 契約者は、本サービスの内容の変更を希望する場合には、変更予定日の 3 箇月前までに、当社所定の方法により、当社に対して利用契約の内容の変更を申込みものとします。

2. 当社は、前項の申込みについて審査を行い、当該申込みを承諾するか否かを判断するものとし、当社が当該申込みを承諾した場合には、その旨を当社所定の方法により契約者に通知します。
3. 前項に基づき変更の申込みが承諾された場合には、契約者は、当社に対し、当該変更に伴い発生する料金その他の費用を特約等又は個別条件に従い支払うものとし、
4. 第1項の変更申込みがあった場合において、当社が、第13条（契約の成立）第3項各号のいずれかに該当すると判断したときは、当社は、当該変更の申込みを承諾しないことがあります。この場合、当社は、その旨を契約者に通知します。
5. 利用契約の内容の変更は、第2項に定める当社の承諾通知がなされた時点をもって合意が成立したものと、当該承諾通知に記載された変更予定日よりその効力を生じるものとし、

第16条（本サービスの廃止）

1. 当社は、事業上、技術上その他やむを得ない事由がある場合には、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合には、当社所定の方法により、あらかじめ契約者に対してその旨を通知するものとし、
3. 前二項に基づく本サービスの廃止により、契約者に損害が生じた場合であっても、当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、その責任を負わないものとし、
4. 本サービスの全部が廃止された場合には、当該廃止日をもって、本サービスに係るすべての利用契約は終了するものとし、

第17条（契約者の遵守事項等）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、本規約、個別条件、特約等および関係法令を遵守するとともに、当社の業務運営、当社設備又は第三者の権利・利益を侵害しないよう、自己の責任において本サービスを利用するものとし、
2. 契約者は、本サービスの利用に関し、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとし、
 - (1) 当社又は第三者の通信設備、ネットワーク、システム又は業務の運営に支障を及ぼす行為
 - (2) 本サービスを不正な目的で利用し、又は第三者に不正に利用させる行為
 - (3) 認証情報を不正に使用し、又は第三者に開示、貸与、譲渡若しくは共有する行為
 - (4) 本サービスを利用して、法令若しくは公序良俗に反する行為、又は犯罪行為若しくはそのおそれのある行為
 - (5) 当社又は第三者の知的財産権、プライバシー、名誉その他の権利又は利益を侵害する行為
 - (6) 本サービスを通じて、過度な通信負荷を発生させる行為、又は当社が不適切と判断する通信を行う行為
 - (7) 第三者回線事業者又は第三者サービスの利用条件に違反する行為

- (8) 前各号のほか、当社が本サービスの円滑な提供又は安全な運用を妨げるおそれがあると判断する行為
3. 契約者は、自己の責任と費用において、契約者設備、本サービスの利用環境および本サービスの利用に必要なセキュリティ対策を適切に維持・管理するものとします。契約者の管理不十分、設定不備、認証情報の管理不備その他契約者の責に帰すべき事由に起因して生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。
 4. 契約者は、本サービスの利用に関連して、第三者との間で紛争、苦情、請求その他のトラブルが生じた場合には、自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、当社に対して何らの請求又は負担を生じさせないものとします。
 5. 前項に関連して、契約者の本サービスの利用に起因し、又は関連して当社が損害を被った場合には、契約者は、当社が被った一切の損害（合理的な範囲の弁護士費用その他の紛争解決費用を含みます。）を賠償する責任を負うものとします。
 6. 当社は、契約者が本条の規定に違反した場合又は違反するおそれがあると判断した場合には、第18条（提供停止）又は第20条（解約および解除）に定める措置を講じることができるものとします。

第18条（提供停止）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、契約者への事前の通知又は催告を要することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) 本規約（第17条を含みますが、これに限りません。）、個別条件又は特約等に違反した場合
 - (2) 契約者が、本規約に基づく利用料金その他の債務の支払いを怠った場合
 - (3) 本サービスの利用に関し、不正アクセス、不正通信、過度な通信負荷の発生、なりすまし、認証情報の不正使用その他当社又は第三者の通信設備、ネットワーク又は業務の運営に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為が確認された場合
 - (4) 本サービスの利用に関連して、第三者から当社に対し、苦情、請求、差止めその他の申立てがなされ、当社又は第三者の権利若しくは利益を侵害するおそれがあると当社が判断し、当該状態を放置することが適切でないと判断した場合
 - (5) 契約者の管理不十分、設定不備又はセキュリティ対策の不備等に起因して、当社又は第三者に損害が生じ、又は生じるおそれがあると当社が判断した場合
 - (6) 契約者により、本サービスが法令又は公序良俗に違反する態様で利用されていると当社が判断した場合
 - (7) 前各号のほか、当社が本サービスの円滑な提供又は安全な運用を維持するために、提供停止が必要であると合理的に判断した場合

2. 当社は、前項に基づき本サービスの提供を停止した場合には、当社が適当と判断する方法により、契約者に対しその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りではありません。
3. 本条に基づく本サービスの提供停止により契約者又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 19 条（提供中止）

1. 当社は、天災地変、設備の保守又は障害、電気通信事業者の回線障害、法令又は行政機関の指導その他当社の責に帰することができない事由により、本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。
2. 前項に基づく提供中止により契約者又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

第 20 条（解約および解除）

1. 契約者は、本サービスの利用契約を解約しようとする場合には、解約を希望する日の 3 箇月前までに、当社所定の方法により、当社に対して解約の意思表示を行うものとします。ただし、特約等又は個別条件において別段の定めがある場合には、当該定めが優先して適用されるものとします。
2. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、契約者への事前の通知又は催告を要することなく、本サービスの利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 第 18 条（提供停止）に基づき本サービスの提供を停止した後、相当期間を経過してもなお当該事由が解消されない場合
 - (2) 本規約、個別条件又は特約等に違反し、当社の業務遂行又は本サービスの提供に重大な支障を及ぼした場合
 - (3) 本サービスの利用により、当社又は第三者に重大な損害が生じ、又は生じるおそれがある場合
 - (4) 契約者が法令又は公序良俗に反する態様で本サービスを利用した場合
 - (5) 契約者が反社会的勢力に該当し、又はこれと密接な関係を有することが判明した場合
 - (6) 前各号のほか、当社が本サービスの提供を継続することが困難であると合理的に判断した場合
3. 前項に基づき利用契約が解除された場合であっても、当社は、当該解除により契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
4. 本条に基づく解約又は解除は、第 22 条（料金・精算・違約金）その他本規約に基づき、既に発生している契約者の債務又は当社の権利義務に何ら影響を及ぼすものではありません。

第 21 条（契約終了時の措置）

1. 本サービスの利用契約が、理由のいかんを問わず終了した場合には、契約者は、当該終了時点をもって、本サービスを利用する一切の権利を失うものとします。
2. 当社は、前項の場合、契約者に対する事前の通知を要することなく、次の各号に定める措置を講じることができるものとします。
 - (1) 認証情報の失効又は削除
 - (2) 本サービスに係る通信の全部又は一部の停止
 - (3) 契約者に割り当てていた IP アドレスその他のネットワーク資源の利用停止又は回収
3. 契約者は、本サービスの利用契約終了後、当社が保有又は管理する契約者の通信ログその他の情報について、当社が法令又は本規約に基づき保存、利用又は削除することについて、あらかじめ同意するものとします。
4. 本サービスの利用契約終了後であっても、契約者は、本規約に基づき発生した未払料金、違約金、損害賠償金その他一切の債務について、その履行義務を免れるものではありません。
5. 本条に基づく措置により契約者又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第 22 条（料金・精算・違約金）

1. 契約者は、本サービスの利用の対価として、当社が別途定める料金表その他個別条件に従い、当社に対して料金を支払うものとします。
2. 本サービスの利用契約が、理由のいかんを問わず終了した場合であっても、契約者は、当該終了日までに発生した本サービスの料金、未払料金その他本規約に基づき発生した一切の金銭債務について、その支払義務を免れるものではありません。
3. 第 18 条（提供停止）に基づき、本サービスの全部又は一部の提供が停止された期間中であっても、当該提供停止が契約者の責に帰すべき事由による場合には、契約者は、当該期間に係る料金の支払義務を負うものとします。
4. 契約者が、第 20 条（解約および解除）に基づき利用契約を解約又は解除された場合における精算方法、違約金の有無、金額、算定方法その他の条件については、契約形態、回線種別その他の条件に応じて、特約等又は個別条件に定めるところによるものとします。
5. 前項にかかわらず、最低利用期間が定められている本サービスについて、当該最低利用期間内に利用契約が解約又は解除された場合には、契約者は、特約等又は個別条件に定めるところにより、違約金又は当該最低利用期間の残存期間に対応する料金を、当社に対して支払うものとします。

第 23 条（料金の支払方法・支払期日）

1. 契約者は、本規約に基づき当社に対して支払うべき料金その他の金銭債務について、個別条件に定める支払方法により、当社が指定する期日までに支払うものとします。

2. 前項の支払方法は、口座振替、銀行振込、クレジットカード決済その他当社が指定する方法とし、具体的な支払方法および支払条件については、個別条件に定めるところによるものとします。
3. 銀行振込による支払に要する振込手数料その他支払に伴い発生する費用は、すべて契約者の負担とします。
4. 契約者が料金の支払方法として口座振替又はクレジットカード決済を選択した場合であっても、金融機関、決済事業者その他第三者の事情により引落し又は決済が完了しなかったときは、当社は、当該不履行について一切の責任を負わないものとし、契約者は、当社が指定する方法により、速やかに当該料金を支払うものとします。
5. 当社は、契約者に対し、料金の請求書又は口座引落案内書を発行する場合があります。この場合における請求書又は口座引落案内書の発行方法、発行時期その他の条件については、当社が個別条件に定めるところによるものとします。なお、当社が紙媒体による請求書又は口座引落案内書を発行する場合には、契約者は、当社が別途定める手数料を負担するものとします。

第 24 条（支払遅延・遅延損害金・期限の利益喪失）

1. 契約者が、本規約に基づき当社に対して支払うべき料金その他の金銭債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、契約者は、支払期日の翌日から完済に至るまで、支払期日における未払金額に対し、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
2. 前項の場合において、当社は、契約者に対し、支払期日が経過した料金その他の金銭債務の支払を請求することができるものとします。
3. 契約者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当社からの通知又は催告を要することなく、契約者は、本規約に基づき当社に対して負担する一切の金銭債務につき、当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
 - (1) 本規約に基づく料金その他の金銭債務の支払を一度でも怠った場合
 - (2) 支払停止、支払不能、手形又は小切手の不渡りが生じた場合
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別清算開始その他これらに準ずる申立てがあった場合
 - (4) 前各号のほか、契約者の信用状態が著しく悪化したと当社が合理的に判断した場合
4. 当社は、前項により期限の利益を失った契約者に対し、未払債務の支払を請求し、第 18 条（提供停止）又は第 20 条（解約および解除）に定める措置を講じることができるものとします。

第 25 条（料金の改定）

1. 当社は、経済情勢の変動、原価の変動、法令の改正、本サービスの内容又は提供条件の変更その他当社が必要と判断する場合には、本サービスの料金を改定することができるものとします。
2. 前項の料金改定を行う場合、当社は、第 4 条（通知）に定める方法により、契約者に対して事前に通知するものとします。

3. 前二項に基づく料金改定後に、契約者が本サービスを利用した場合には、当該契約者は、改定後の料金に同意したものとみなします。

第26条（債権の譲渡等）

1. 当社は、本規約に基づき契約者に対して有する債権の全部又は一部を第三者に譲渡し、又はその回収を第三者に委託することができるものとします。
2. 前項の場合において、当社は、当該債権の譲渡又は回収委託に必要な範囲で、契約者に関する情報を当該第三者に提供することができるものとし、契約者は、これにあらかじめ同意するものとします。
3. 前二項に基づく債権の譲渡又は回収委託により、契約者に生じた不利益について、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第27条（損害賠償）

1. 本サービスに関連して、当社の責に帰すべき事由により契約者に損害が生じた場合において、本規約に基づき当社が契約者に対して負う損害賠償責任は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当該損害が発生した利用契約に係る月額利用料金1箇月分相当額を上限とします。
2. 前項に基づき当社が賠償責任を負う場合においても、その対象は、契約者に現実に発生した通常かつ直接の損害に限られるものとします。
3. 当社は、理由のいかんを問わず、本サービスに関連して契約者に生じた間接損害、特別損害、付随的損害、結果的損害、逸失利益、データ又はプログラムの滅失、毀損若しくは漏えいについては、一切の責任を負わないものとします。
4. 本条の規定は、本サービスの利用に関して当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲を定めるものであり、契約者の関係者その他第三者に生じた損害について、当社は、契約者に対してのみ、本条に定める範囲で責任を負うものとします。

第28条（免責）

1. 当社は、本サービスが、契約者の特定の目的への適合性、完全性、有用性、正確性、最新性、信頼性又は特定の結果の実現を保証するものではありません。
2. 当社は、本サービスの提供に関連して、次の各号に定める事由により契約者に損害が生じた場合であっても、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 通信回線、インターネット環境、設備又はソフトウェア等の不具合、障害又は性能低下
 - (2) 第三者による不正アクセス、不正通信、サイバー攻撃、なりすましその他の不正行為
 - (3) 本サービスの仕様、性能又は提供条件に起因する通信速度の低下、遅延又は通信の中断
 - (4) 契約者設備の不具合、設定不備、管理不十分又はセキュリティ対策の不備
 - (5) 契約者又は第三者が提供又は公開した情報、データ又はコンテンツの内容

(6) 天災地変、停電、通信事業者の設備障害その他当社の合理的支配を超える事由

3. 本サービスの利用に関連して、契約者と第三者との間で生じた紛争、苦情又は請求等については、契約者の責任と負担において解決するものとし、当社は、これについて一切の責任を負わないものとしします。
4. 前各項の規定は、本規約に基づき当社が負う損害賠償責任の範囲を定めるものであり、いかなる場合も第 27 条（損害賠償の範囲）に定める責任の限度を超えて当社が責任を負うものではありません。

第 29 条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、テロ行為、疫病の流行、感染症対策その他の公衆衛生上の措置、法令の制定改廃、公権力による命令、処分又は要請、通信回線若しくは電気通信設備の障害、停電、労働争議、輸送機関の事故、その他当社の合理的な支配を超える事由により、本サービスの全部又は一部の提供が遅延し、停止し、又は不能となった場合であっても、当社は、これにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとしします。

第 30 条（秘密情報の取扱い）

1. 当社および契約者は、本サービスに関連して、相手方から開示又は提供された技術情報、営業情報、業務情報その他一切の非公開情報（以下「秘密情報」といいます。）を、第三者に開示又は漏えいしてはならないものとしします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとしします。
 - (1) 開示又は提供を受けた時点で、既に公知となっている情報
 - (2) 開示又は提供を受けた後、自己の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から、適法に取得した情報
 - (4) 開示又は提供を受ける前から、適法に保有していた情報
3. 当社および契約者は、秘密情報を、本サービスの提供又は利用の目的の範囲内でのみ利用するものとしします。
4. 法令に基づき又は公的機関からの適法な要請により秘密情報の開示を求められた場合には、当社又は契約者は、当該要請に必要な範囲で当該秘密情報を開示することができるものとしします。
5. 本条の規定は、利用契約終了後 3 年間存続するものとしします。

第 31 条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して取得する契約者（契約者が法人である場合には、その役員その他本サービスの利用に関連して取得される個人を含みます。）に関する個人情報（以下「個人情報」といいます。）について、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守するとともに、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従い、適切に取り扱うものとしします。

2. 当社は、個人情報を本サービスの提供、利用契約の申込みおよび管理、料金の請求・決済、問い合わせ対応、サポート業務、不正利用防止その他本サービスの円滑な提供に必要な範囲で取得および利用するものとし、当該目的の範囲を超えて利用しません。
3. 当社は、本サービスの提供に必要な範囲において、個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合があります。この場合、当社は、委託先に対し、適切な監督を行うものとし、ます。
4. 当社は、法令に基づく場合または契約者の同意がある場合を除き、個人情報を第三者に提供しません。
5. 契約者が個人情報の提供を拒否した場合には、本サービスの申込みの承諾または本サービスの全部もしくは一部の提供ができないことがあります。
6. 当社は、個人情報について、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を講じます。
7. 当社は、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後、法令により保存が義務付けられている場合を除き、当該個人情報を適切な方法により消去または廃棄するものとし、ます。
8. 契約者は、個人情報の保護に関する法律の定めに従い、自己の個人情報について、開示、訂正、利用停止その他の請求を行うことができます。当該請求の手続および窓口については、当社が別途定める方法によるものとし、ます。

第 32 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び契約者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を現在及び将来にわたり表明し、保証するものとし、ます。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者若しくは暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、又は過去においても反社会的勢力に該当していないこと。
 - (2) 自らの代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が、反社会的勢力に該当しないこと、又は過去においても反社会的勢力に該当していないこと。
2. 当社又は契約者は、自らが前項の表明保証に違反していることが判明した場合又は違反することとなった場合には、直ちにその旨を相手方に通知するものとし、ます。
3. 当社又は契約者は、相手方が第 1 項の表明保証に違反していることが判明した場合、又は相手方が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、何らの通知又は催告を要することなく、本サービスの提供の全部若しくは一部を提供停止し、又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとし、ます。
 - (1) 相手方又はその関係者が、反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったことが判明した場合

- (2) 相手方又はその関係者が、反社会的勢力に対して資金提供その他の利益供与を行い、又はその活動を助長する行為を行った場合
- (3) 相手方が、自ら又は第三者を利用して、暴力的若しくは威迫的な言動を行い、又は不当に相手方の名誉若しくは信用を毀損し、若しくは業務を妨害した場合
4. 前項に基づき本サービスの提供停止又は利用契約の解除が行われたことにより、契約者又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は、これについて一切の責任を負わないものとします。
5. 前項の場合において、当社に損害が生じたときは、当社は、契約者に対し、当該損害の賠償を請求することができるものとします。

第 33 条（契約終了後の効力）

本規約の規定のうち、その性質上、利用契約終了後も有効に存続すべき条項については、利用契約終了後もなお効力を有するものとします。

第 34 条（権利義務の譲渡等）

1. 契約者は、本規約又は利用契約に基づく地位又は権利若しくは義務の全部又は一部を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡し、承継させ、担保に供し、又はその他一切の処分をしてはならないものとします。
2. 当社は、事業譲渡、会社分割、合併その他事業承継に伴い、本規約又は利用契約に基づく当社の地位又は権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に承継させることができるものとし、この場合、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。

第 35 条（準拠法）

本規約及び利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法を準拠法とします。

第 36 条（合意管轄）

本規約又は利用契約に関して、契約者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、当社本社所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2026 年 1 月 16 日から適用とする。